

重要事項説明書 (地域密着型通所介護)

1 事業者 (法人) の概要

名称・法人種別	株式会社 KOHRIN
代表者名	大野 誠三
所在地・連絡先	(住所) 京都府宇治市菟道田中6番地の6 (電話) 0774-22-2939 (FAX) 0774-22-2939

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	デイサービス みらい
所在地・連絡先	(住所) 京都府京都市伏見区醍醐落保町1-1 (電話) 075-644-5757 (FAX) 075-644-5757
事業所番号	2670916739
管理者の氏名	中本 淳一郎
利用定員	午前 18人 午後 18人

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				職 務 の 内 容
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			1、 従業者の管理及び利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2、 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3、 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画書を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4、 利用者への地域密着型通所介護計画書を交付します。 5、 地域密着型通所介護の実施状況の把握及び地域密着型通所介護計画の変更を行います。
生活相談員	2	1			1	1、 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び介護に関する相談及び援助などを行います。 2、 それぞれのサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
介護職員	3	3				1、 地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。
機能訓練指導員	3	1	1		1	1、 地域密着型通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。
看護職員	3				3	1、 利用者の血圧体温測定等、健康状態のチェック、体調の管理及び指導保健衛生上の指導や看護を行います。

(3) 職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制			
管理者	常勤	8:30～9:00	12:10～13:30	16:40～17:30
生活相談員	常勤	8:30～17:30		
機能訓練指導員	常勤	9:00～12:10	13:30～16:40	
介護職員	常勤	8:30～17:30		
機能訓練指導員兼 生活相談員	非常勤	8:30～17:30		
看護職員	非常勤	9:00～16:40		

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	京都市伏見区役所醍醐支所管内
---------	----------------

- ・ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(5) 営業日等

営業日	月曜日～金曜日 祝日も営業
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	1単位目 9:00～12:10 2単位目 13:30～16:40

営業しない日	土曜日・日曜日・12月30日～1月4日
--------	---------------------

3 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種類	内容
食事	なし
入浴	なし
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 <当事業所の保有する機能訓練器具等> 筋力トレーニング機器 5台
生活指導	利用者の生活面での指導・援助を行います。 各種レクリエーションを実施します。
健康チェック	血圧・体温測定等利用者の体調をチェックします。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
送迎	ご自宅から事業所までの送迎を行います。

イ 費用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割が利用者の負担額（一定以上の所得がある65歳以上の利用者は2割または3割）となります。

・地域密着型通所介護 5級地（10.45円）

サービス内容	3時間以上4時間以内				
	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額		
			1割負担者	2割負担者	3割負担者
要介護1	416 単位	4,347 円/日	435円/日	870円/日	1,305円/日
要介護2	478 単位	4,995 円/日	500円/日	999円/日	1,499円/日
要介護3	540 単位	5,643 円/日	565円/日	1,129円/日	1,693円/日
要介護4	600 単位	6,270 円/日	627円/日	1,254円/日	1,881円/日
要介護5	663 単位	6,928 円/日	693円/日	1,386円/日	2,079円/日

※サービス単位に10.45を乗じた額がサービス利用料金となります

・地域密着型通所介護加算項目

サービス内容	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額		
			1割負担者	2割負担者	3割負担者
個別機能訓練加算Ⅰ(口)	76 単位	794 円/日	80 円/日	159 円/日	239 円/日
個別機能訓練加算Ⅱ	20 単位	209 円/日	21 円/日	42 円/日	63 円/日
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 単位	229 円/日	23 円/日	46 円/日	69 円/日
科学的介護推進体制加算	40 単位	418 円/月	42円/月	84円/月	126円/月
ADL維持等加算Ⅱ	60 単位	627 円/月	63円/月	126円/月	189円/月
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の利用料金の9.2%		加算金額の1割	加算金額の2割	加算金額の3割
※以降は必要に応じて加算					
口腔機能向上加算Ⅱ	160 単位	1672 円/回	168円/回	335円/回	502円/回

○上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画及び地域密着型通所介護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

○介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(2) 介護保険給付対象外サービス

○ おむつ代 おむつを使用される方は、おむつ代1枚あたり100円。

○ 飲み物代 一回あたり100円。

○ その他の費用

地域密着型通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者に負担して頂くことが適当と認められる費用は、利用者の負担となります。レクリエーションで必要となる費用は実費を徴収いたします。

通常の実施地域内外での送迎に係る費用は頂きません。

キャンセル料については、当日キャンセルの場合のみ利用者負担額の全額を頂きます。

(3) 利用料等のお支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、請求月の末日までに現金又はゆうちょ口座での振替もしくは指定銀行口座への振込にてお支払ください。

現金の場合 : 直接当事業所までご持参ください。

ゆうちょ振替の場合 : 請求月の末日に引き落としとなりますのでご入金ください。

(引落とし手数料はかかりません)

銀行振込の場合 : 下記の口座にお振り込みください。(振込手数料は各自ご負担願います)

京都中央信用金庫 醍醐支店普通預金口座 (口座番号 0876364) 口座名義 株式会社KOHRIN 代表取締役 大野 誠三

※入金確認後、領収証を発行します。

4 事業所の特色等

(1) 事業の目的

要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、日常生活上のお世話、機能訓練等、地域密着型通所介護サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

(3) 運営推進会議

事業者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員または地域包括支援センターの職員、有識者などにより構成される「運営推進会議」を設置し、おおむね6カ月に1回以上、「運営推進会議」に対して活動状況を報告し、評価を受けるとともに、当該記録を公表することで事業の透明性及び健全性を高め、地域との交流促進に努めることを目的としているため、地域住民やその自発的な活動と連携、協力を要請する場合がございます。

(4) その他

事項	内容
地域密着型通所介護計画の作成及び事後評価	ケアマネージャーの居宅サービス計画を踏まえて、当事業所が利用者の直面している課題等を把握し、利用者の希望に沿って、地域密着型通所介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者へ説明のうえ交付します。
従業員研修	採用時の研修は1カ月以内 継続研修については年2回、資質向上の為に研修を行っています。

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 : 中本 淳一郎 ご利用時間 : 8:30~17:30 電話番号 : 075-644-5757 FAX番号 : 075-644-5757 苦情箱の設置 : 事業所に設置
伏見区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	所在地 : 京都市伏見区鷹匠町39番地の2 受付時間 : 月曜日~金曜日 8:30~17:00 電話番号 : 075-611-2279 FAX番号 : 075-611-1140
伏見区 醍醐支所保健福祉センター 健康長寿推進課	所在地 : 京都市伏見区醍醐大溝町28番地 受付時間 : 月曜日~金曜日 8:30~17:00 電話番号 : 075-571-6471 FAX番号 : 075-573-1505
山科区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	所在地 : 京都市山科区柳辻池尻14番地2 受付時間 : 月曜日~金曜日 8:30~17:00 電話番号 : 075-592-3290 FAX番号 : 075-592-3110
京都市役所深草支所保健福祉センター 健康長寿推進課	所在地 : 京都市伏見区深草向畑町93番地の1 受付時間 : 月曜日~金曜日 9:00~17:00 電話番号 : 075-642-3101 FAX番号 : 075-643-7719
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談係	所在地 : 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町 620番地 COCON烏丸内 受付時間 : 月曜日~金曜日 9:00~17:00 電話番号 : 075-354-9090 FAX番号 : 075-354-9099

※苦情処理体制手順

- ・相談及び苦情の内容について「相談苦情対応シート」を作成し記録を残す。
- ・担当者が不在の場合は誰もが対応可能なようにするとともに
確実に担当者に引き継ぐ体制を敷く
- ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ
居宅の訪問を実施し、聞き取りや事情の確認を行う。
- ・管理者は介護職員等に事実関係の確認を行う。
- ・相談担当者は、把握した状況をスタッフ共に検討を行い、時下の対応を決定する。
- ・対応内容に基づき必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共に、利用者へ必ず対応方法
を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する)
- ・事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等に関係機関との協力により
適切な対応方法を利用者の立場にたって検討し、対処する

※苦情の受付から対応方法及びその後の状況までの全過程を既定の様式に記録し、その原因・対応方法・その後の状況を明確にするとともに、常にその確認が出来るようにし、次のサービスの改善に努める

当事業所相談窓口	窓口責任者：中本 淳一郎
----------	--------------

ハラスメント相談窓口	窓口責任者：一ツ矢 ゆみ
------------	--------------

生産性向上委員会	窓口責任者：中本 淳一郎
----------	--------------

虐待委員会	窓口責任者：宇野 努
-------	------------

感染症対策委員会	窓口責任者：畔上 源子
----------	-------------

7 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、市町村、当該利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

主治医	病院名 及び 所在地	
	氏名	
	電話番号	

緊急時連絡先（家族等）	氏名（続柄）	〇
	住所	
	電話番号	

8 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います。
避難訓練及び防災設備	地震・風水害にも備え別途定める消防計画にのっとり、年2回避難訓練を行います 防火管理者： 中本 淳一郎

9 秘密保持

- ・正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。
- ・従業員は、サービス担当者会議等において、利用者及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用しません。（同意書については別途発行し署名捺印を頂きます）

10 衛生管理等

利用者の使用する施設、食器、その他の設備または飲用に供する水について衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じるものとする。

事業所において感染者が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

- (1) 感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防又は蔓延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防又は蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

1.1 虐待の防止

事業所は利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的な委員会の開催とともに、その結果について従業者に周知する。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 従業者に対し、定期的に虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施。
- (4) 上記(1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者の選定及び設置。

事業所は、擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報するものとする。

1.2 身体拘束の禁止

事業所はサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記入する。

1.3 業務継続計画(BCP)

- (1) 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- (2) 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

1.4 サービス利用に当たっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証を提示してください。
- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 事業所内外での喫煙はご遠慮願います。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

1.5 ハラスメントに関する事項

下記①～④の行為が見受けられた場合、場合により利用者に対し契約解除できるものとする。

- ① 身体的暴力(物を投げつける・刃物を向ける・服を引きちぎる・手を払いのける)
- ② 精神的暴力(怒鳴る・奇声や大声を発する・特定の職員に嫌がらせをする)
- ③ セクシャルハラスメント(身体を触る・腕を引っ張る・ストーカー行為・抱きしめる)
- ④ カスタマーハラスメント(契約外の無理難題の要求等)

16 第三者評価の実施状況

(1) 実施なし

第三者評価は適宜行います。

デイサービスみらいの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、地域密着型通所介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

説明年月日：令和 年 月 日

事業者	住 所	京都府宇治市菟道田中6番地の6
	事業者	株式会社 KOHRIN
	代表者名	代表取締役 大野 誠 三

事業所	住 所	京都府京都市伏見区醍醐落保町1-1
	事業所	デイサービスみらい
	(事業所番号)	2670916739

管理者	氏 名	中本 淳 一 郎
-----	-----	----------

説明者	職 名	生活相談員
	氏 名	宇野 努

私は、重要事項説明書に基づいて地域密着型通所介護のサービス内容及び重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

同意受領年月日：令和 年 月 日

利用者本人 住 所

氏 名

(署名・法定) 代理人

住 所

氏 名

続 柄